

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	インターネット等による医薬品販売の規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>改正薬事法施行規則により、一般用医薬品は、そのリスクに応じて第1類から第3類に分類され、同規則改正前は認められていた一般用医薬品の郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた販売について、原則として一般医薬品の場合、第3類医薬品に限定されることになったと認識しております。</p> <p>また、薬局医薬品（医療用医薬品及び薬局製造販売医薬品）については、従来から原則的に薬局において薬剤師が対面で情報提供した上で販売することになっていると認識しております。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備や情報通信機器の高度化により、高細密な画像伝送等を行える環境が整ってきております。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、対面と遜色ない形で医薬品販売が可能と考えられるなか、前述の規定によって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p> <p>また、処方される医薬品を対面でしか購入できなければ、ICTを活用した遠隔診療の利便性等が限定化し、遠隔診療そのものの充実にも繋がらないと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	・薬事法施行規則第15条の4、第159条の14～16 等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを活用したテレビ電話を通じて薬剤師による説明等を受けることによって、一般医薬品や薬局医薬品を購入できるよう見直すことを提案します。</p> <p>高齢者、体調が悪く外出が困難な方、離島・中山間地の住民の方等にとっては、薬局等に出向くこと自体が、時間的・肉体的に負担になると考えられますが、ICT利活用による医薬品販売の充実によって、これら負担の軽減にも繋がるものと考えます。</p> <p>加えて、ICTを活用した遠隔医療の充実を図るうえでも、必要な見直しであると考えます。</p>